

徳島県告示第五百二十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和二年八月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

| 加入区の名称      | 加入区の区域                    | 漁業の区分  |
|-------------|---------------------------|--|
| 宍喰加入区       | 宍喰漁業協同組合の地区               | 釣り又は浮きはえ縄を使用して、かつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業        |
| 阿南中央（大潟）加入区 | 阿南中央漁業協同組合の地区のうち阿南市大潟町の区域 | 底びき網を使用して営む漁業                                      |
| 中林加入区       | 中林漁業協同組合の地区               | 船びき網を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）             |
| 同           | 同                         | 底びき網を使用して営む漁業及び小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの） |